

「共謀罪」が与党の数の力で成立した。日本の刑法法の原則が覆る。まるで人の心中を取らねまでもつた。「私」の領域への「公」の侵入を恐れる。

論説

2017-6-16

心中で犯罪を考える。」これは倫理的にはよくなない。不徳である。でも何を考へても自由である。

大金を盗んでやりたい。殴ってやりたい。

もがねん空想の世界で殺人犯であると大泥棒であると、罪に問われるとはありえない。それは誰がどんな空想をしているか、わからぬから。空想を他人に話しても、犯罪行為が存在しないから処罰するのは不可能である。

犯罪の「行為」がないと

心中で犯罪を考えただけでは処罰されないのは、根本的な人権である「思想・良心の自由」からもいえる。何といっても行為が必要であり、そこには罪を犯す意

思が潜んでいなければならぬ。刑法三八条には「定めている。

（罪を犯す意がない行為は、罰しない）

そして、刑罰法規では犯罪となる内容や、その刑罰も明示しておかねばならない。刑事法のルールである。では、どんな「行為」まで含むのである。

暴力団の組長が「自配せ」をした。組員はそれが「拳銃を持て」というサインだとわかった。同じ四の動きでも「あはたき」はたぶなる

生理現象にすぎないが、「自配せ」は「拳銃を持て」といふ意味の伝達行為である。

四の動きが「行為」とあたるわけだ。実際にあつた事件で最高裁でも「未遂」は例外。犯罪の着手前にある「予備」はさうに例外になる。もっと前段階の「共謀」は例外中の例外である。

市民活動が萎縮する

だから「共謀罪」は刑事法の原則を変えるのだ。

「共謀（計画）」と「準備行為」で逮捕されるといふのは、何の事件も起きていないという意味である。つまり、「既遂」はあたる行為がないのだ。今までの事件のイメージはまるで変わらぬ。

金田勝年法相は「保安林でキノコを探つたりテロ組織の資金に想定される」との趣旨を述べた。キノコ採

「私」への侵入を恐れる

りは盗みと同時に共謀罪の準備行為となつてゐる。こんな共謀罪の対象犯罪は実際に一百七十七もある。全国の警察が共謀罪を武器にして誰かを、どの団体かをマークして捜査をし始める。果たしてフレーキは利くのだろうか。暴走し始めないとどうか。そんな社会になつてしまわないか。それを危ぶむ。何しろ犯罪の実行行為がないのだから。。。

金田法相がいつも述べた。「花見であればピールや弁当を持ってくるのに対し、（犯行場所の）下臭であれば地図や双眼鏡、メモ帳などを持つてくるという外形的事情があつたつる」

スマートフォンの機能には地図もカメラのズームもメモ帳もある。（まことに取り調べで「内心の自由」に踏み込まれないのだ。警察の恣意的判断がいくらでも入り込むといつた）

だから、反政府活動も判断次第でテロの準備行為とみなされる余地が出てくる。市民活動の萎縮を招くだけ。こんな法律を適用に成立させたのだ。廃止を求めるが、乱用をチェックするために運用状況を政府・警察は逐一、国民に報告すべきである。

ロシアに「命中の米中央情報局（CIA）のエドワード・スノーデン氏が共同通信社（NSA）が極秘の情報監視システムを日本側に供与していたと証言した。これは日本政府が個人のメールと電話を漏らした。「日本に」されてしまつた。これは日本政府が個人のメールで存在していなかつた監視文化が日常にあることを指摘するものだ。

「共謀罪」についても「個人情報の大規模収集を公認する」といはれる「公」の領域に「公」が侵入してくるのが意味する。

「私」の領域に「公」が侵入してくるのが意味する。

それが気つかぬつちに。

異変は気つかぬつちに。

それが氣つかぬ、変化が起きる。つまり、「公」の支配を受ける関係になるのである。監視社会とは国家による国民支配の方法なのだ。おそらく国民には日常生活に異変は感じられないかもれない。だが気付かぬうちに、個人の自由は確実に侵害されていく恐れはある。

6/16 早速